

国境を越えるビジネスに、国際水準の信頼を

# グローバル 越境プライバシールール

CBPR : Cross-Border Privacy Rules

## システム



Global  
CBPR  
Forum

TM

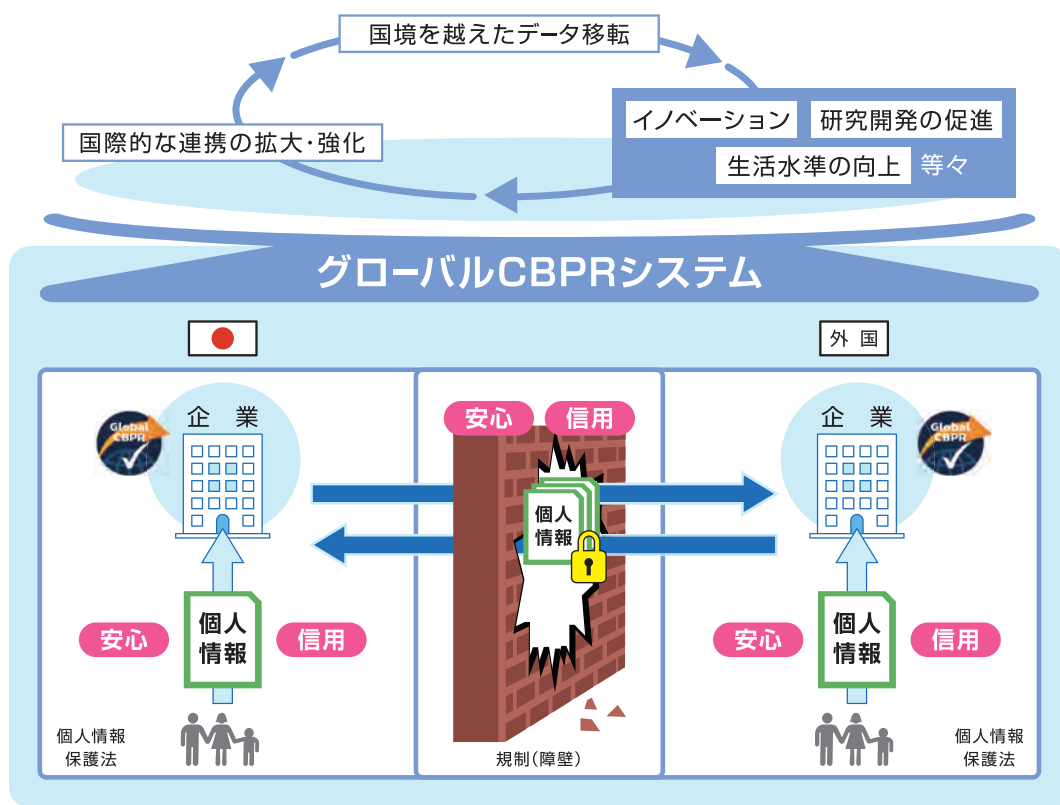
# グローバルCBPRシステムとは

グローバル越境プライバシールール(Cross-Border Privacy Rules:CBPR) システムとは、**企業等が越境する個人データの保護について一定の要件を満たしていることを、第三者の認証機関 (Accountability Agent)<sup>1)</sup> が国際的に認証する制度**です。

## 背景

近年、世界経済及び社会のデジタル化が進展し、国境を越えたデータの収集、利用、移転が急速に拡大しており、今後もこの潮流はさらに加速していくことが見込まれます。こうした状況において、安全性が確保された個人データの越境移転については、これまでAPECにおける制度としてCBPRシステムが実施されてきました。しかし、より広範囲での相互運用性を促進することなどを目的に、世界中の国・地域が参加可能な「グローバルCBPRシステム」が、新たに2025年6月から本格稼働しています。

## グローバルCBPRシステムの仕組み



世界経済や社会のデジタル化が加速するなか、国境を越えたデータ移転は、企業のイノベーションや研究開発を促進し、ビジネス活動を拡大させます。また、これに伴い、新たな価値の創出や生活水準の向上ももたらされることとなります。この結果、国際的な連携が拡大・強化され、国境を越えたデータ移転がさらに活発化するなど、「世界経済・社会の好循環」が生まれていくことが期待されます。

一方で、自国民の個人情報を適切に保護するため、各国・地域の個人情報保護法制には、「外国移転規制」(障壁)が存在します。

個人情報の保護は重要ですが、こうした規制(障壁)が国境を越えたデータ移転そのものを阻害し、この好循環を生み出す機会を損なうおそれがあります。

注： 1) Accountability Agent(認証機関)：グローバルCBPR参加国・地域が運営する国際的な枠組みである「グローバルCBPRフォーラム」により認定された第三者機関であり、企業がグローバルCBPRの基準に基づき、適切な個人データ保護体制を構築・運用しているかを評価・審査し、認証を行う機関です。以下、AAといえます。

グローバルCBPRシステムは、次の3つの主体の関係性により、「国境を越えたデータ移転」と「個人情報の保護」を両立させ、「世界経済・社会の好循環」を実現させる仕組みです。

### 企業等 (認証対象)

各国・地域の法令制度やグローバルCBPRプライバシーフレームワーク<sup>2)</sup>に適合した体制の下で、個人データを適切に取り扱います。

### 国民

企業等に預けた個人情報が安全に越境移転され、その移転先でも適切に保護されるという「安心・信頼」を求めます。

### 政府

越境移転のためのツールの整備や普及を推進するとともに、合理的でない規制(障壁)を取り払い、個人データがスムーズに流通する環境を構築します。

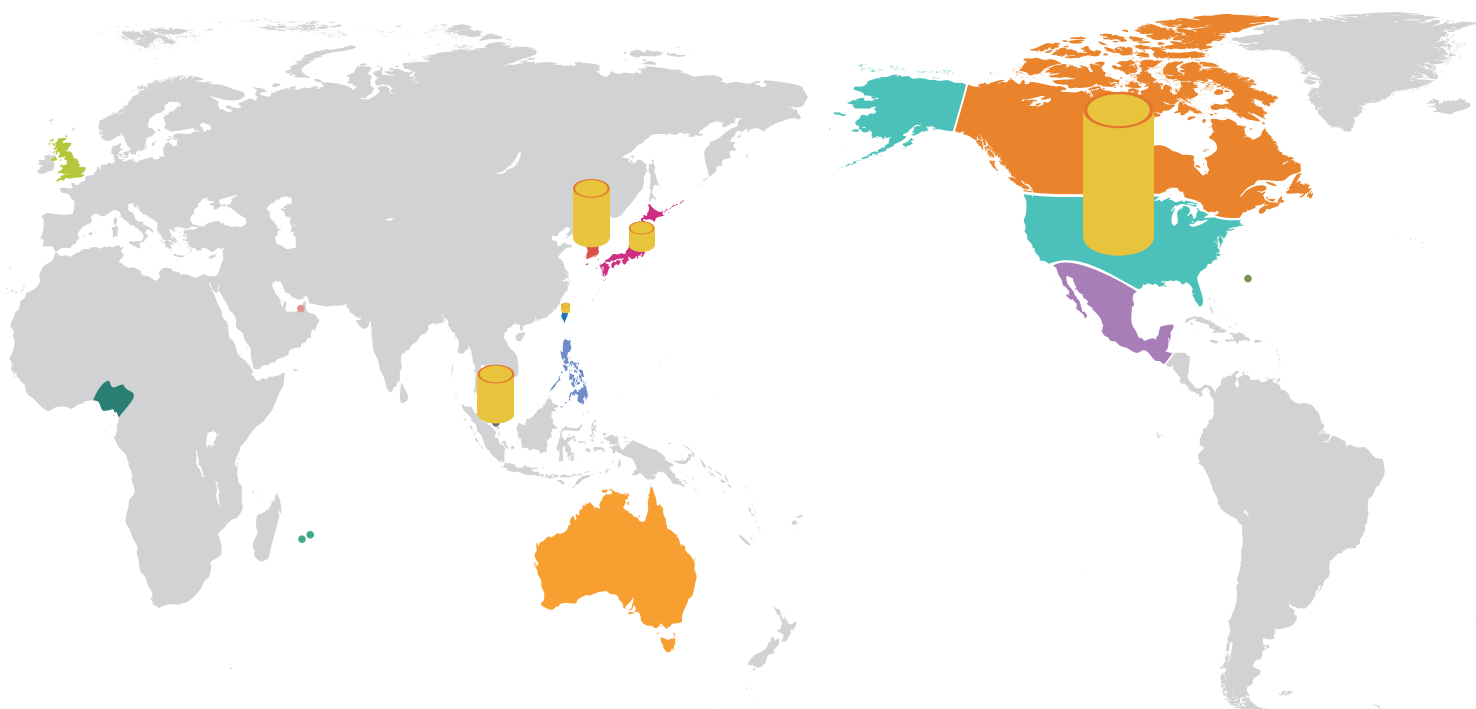
このように、グローバルCBPRシステムは、国境を越えたデータ移転による好循環を形成するとともに、認証企業等のグローバル市場における競争力と信用力を高める国際的な企業認証制度です。

個人情報保護委員会は、参加国・地域の拡大と認証取得企業数の増加を通じ、グローバルCBPRシステムを個人データの越境移転に係る「共通の信頼基盤」として確立していくことを目指してまいります。

### グローバルCBPRの参加国・地域及び認証取得企業数<sup>3)</sup>

参加国・地域 **オーストラリア、カナダ、ドバイ国際金融センター、日本、韓国、メキシコ、フィリピン、シンガポール、台湾、米国、バミューダ、ナイジェリア、モーリシャス、英国**

認証取得企業数 **米国:54社 韓国:17社 シンガポール:12社 日本:4社 台湾:1社**

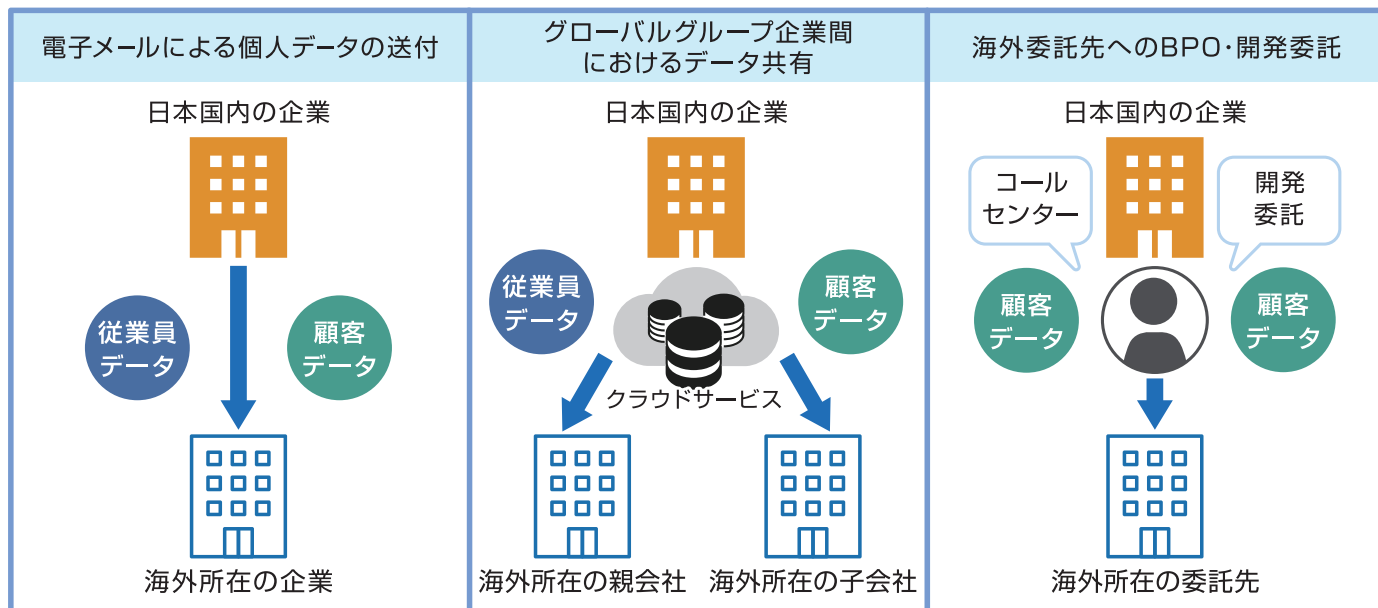


注：2) グローバルCBPRプライバシーフレームワーク：グローバルCBPRシステムの下で、個人データを越境移転する際に、認証企業が満たすべきデータ保護・プライバシーに関する共通の基準を定めた枠組み。

注：3) 2026年5月現在

## 越境移転に係る日本の個人情報保護制度

企業等が「外国<sup>4)</sup>にある第三者」(企業等)に個人データを提供する場合が規制の対象となっており、典型的な事例として以下のような場合が想定されます。



BPO: Business Process Outsourcing

こうした場合、原則として、以下の対応が必要となります。

- ・ 外国にある第三者(企業等)への提供を認める旨の本人の同意を取得すること
- ・ 上記の本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、当該外国における個人情報保護制度、提供先の第三者(企業等)が講ずる個人情報保護措置等の情報を本人に提供すること

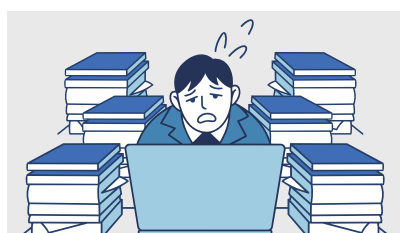
## 個人データの越境移転における企業現場での悩み



自社のセキュリティ体制が適切な水準に維持されているかどうかの自己管理や、その遵守状況を海外の取引先へ説明し理解を得るために、コストがかかる。



移転先(国・地域)の個人情報保護制度の確認や評価に、多大なコストがかかる。

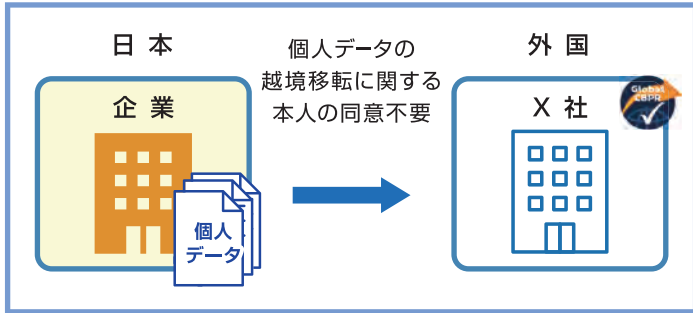


顧客からの同意取得や、企業同士での契約の協議や締結手続、取引先のセキュリティ状況の確認作業などに、手間がかかる。

注：4) 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国(2026年5月現在において、EU及び英国が該当)を除く。

# 日本におけるグローバルCBPRシステムの位置付け

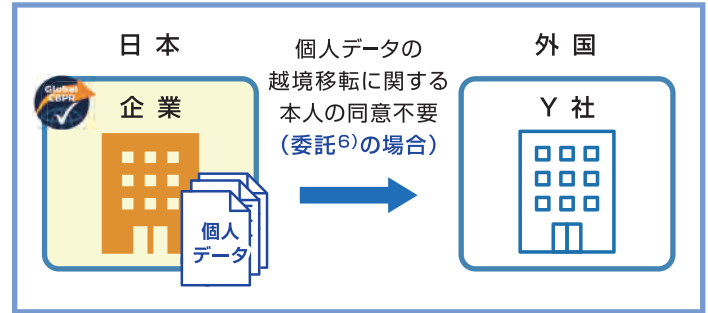
## 外国に所在する企業が認証を取得している場合



グローバルCBPRシステムの認証を取得している外国にある企業等(上図X社)については、個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制を整備している者<sup>5)</sup>として扱われる。

→日本にある企業は、外国のX社への個人データの提供に際して、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人からの同意取得までは不要。

## 日本に所在する企業が認証を取得している場合



グローバルCBPR認証取得要件において、企業等が個人データの取扱いを第三者に委託する際、企業等が個人データの提供元である本人に対して負う義務が、委託先の企業等においても履行されることを確保する措置を当該委託先企業との間で整備している必要があるとされている。

そのため、委託先である外国にある企業(上図Y社)も、個人情報保護委員会が定める基準に適合する体制を整備している者として扱われる。

→日本にある企業は、「個人データの取扱いの委託」のための外国のY社への提供に際しては、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人からの同意取得までは不要。

## 認証取得の効果(メリット)

### 第三者認証による信頼性の客観的証明

顧客企業・消費者・ビジネスパートナーに対し、自社のデータ保護体制が国際標準レベルにあることを客観的に証明でき、取引時の安心材料として大きな強みとなる。

### ガバナンス状況の可視化

グローバルCBPR認証取得のための審査過程で、個人データの取扱いプロセスや管理責任の所在、委託先管理などが体系的に点検されるため、自社のガバナンス状況が明確になる。現状の課題を把握し、改善へとつなげる絶好の機会となり得る。

### 社内のコンプライアンス意識、従業員意識の向上

認証要件として、従業員向けの研修や教育プログラムが徹底されるため、従業員の個人情報保護に対する意識の向上と実務能力の底上げが図られ、組織全体のコンプライアンス体制を強固にする。

### 認証取得者としての発信機会及び情報収集機会の増大

認証取得者として、国際的なプライバシー関連イベントや業界団体のセミナー・パネルディスカッションに出席する機会が増加することから、世界のトレンド情報を収集することが可能となる。また、精力的に取り組んでいる企業として知名度が向上し、その結果、潜在的な顧客やパートナー企業との接点が増えることで、新規ビジネス創出にもつながる。

注：5) グローバルCBPRシステムの認証取得企業等は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）第28条第1項の「個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（中略）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」に該当する。

注：6) 「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

## ある認証取得企業の声

### グローバルCBPR認証を取得した背景・理由

国外に開発拠点があり、個人情報を含むデータを日常的に国外へ移転する必要があります。そのため、**企業としての個人情報の取扱いに関する信頼性を高める観点から、「第三者による客観的な評価」を示すことができるグローバルCBPR認証を取得することに多大な意義があると考え、申請に至りました。**

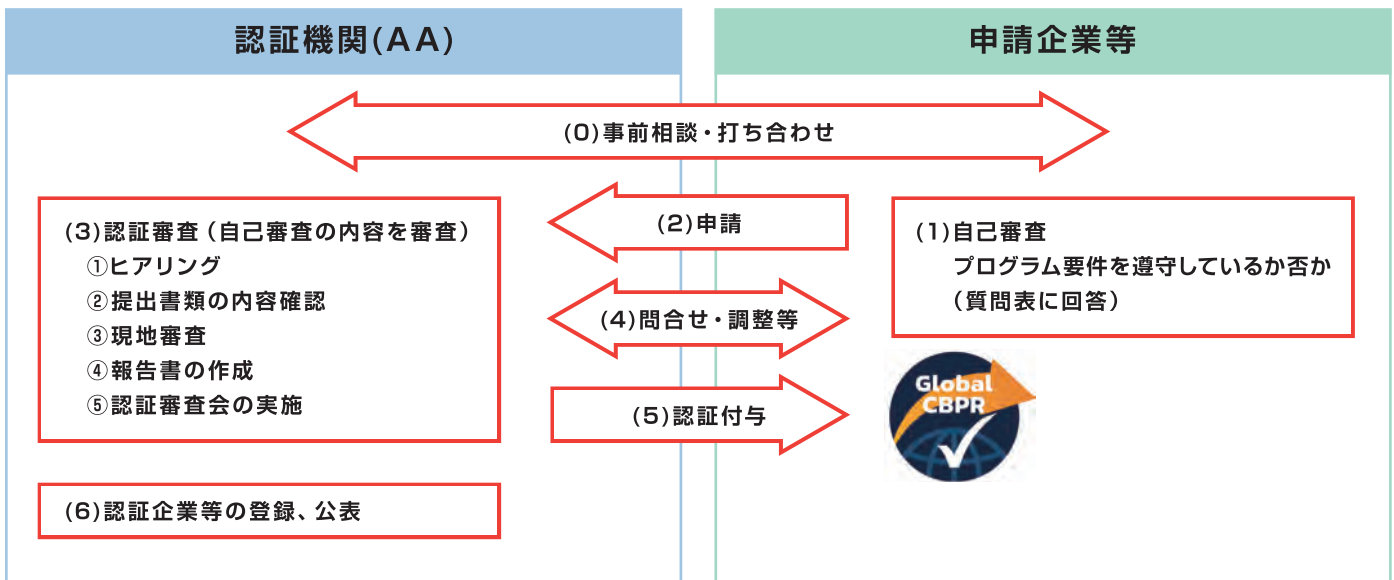
### 認証取得による具体的なメリット

新規取引を行う際、自社の個人情報保護体制について、**取引先企業へ確かな安心感を与られていると実感しています。**  
また、グローバルCBPR認証を取得するプロセスでは、自社の個人情報保護体制を見直す必要があり、結果として**社内の個人情報保護体制の整備やアップデートに非常に役立ちました。**

### 認証取得までのプロセスについて

初回の認証取得の際は、必要書類の用意等で苦勞することもありましたが、2回目以降は社内の体制が整い、申請・審査へのノウハウも蓄積されたことから、**手続への負担感は大幅に軽減されています。**  
さらに、国際認証制度の認証企業という立場を生かし、グローバルCBPRシステムに関するセミナーや、プライバシーに関する国際会議で登壇する機会をいただくなど、**企業としての価値ある情報発信やブランディングに繋がっています。**

## グローバルCBPR認証取得の流れ



- ヒアリング ..... 受領した申請書類の内容や越境個人情報の取扱業務について確認（ヒアリング）を実施
- 文書審査(提出書類の内容確認) ..... 提出書類（一例）
  - ・申請書：CBPR認証申請書、事前質問書、過去6か月の事故等一覧
  - ・ポリシー・規定類：個人情報保護方針等、個人情報の取得、利用及び提供に関する規定等
  - ・記録書：組織図、システム構成、委託先及び提供先の一覧、委託先及び提供先との契約書等
- 現地審査 ..... 主にセキュリティ対策を対象に、規定類に定めた事項の運用状況や運営体制について確認
- 報告書 ..... AAが、文書審査及び現地審査の結果を取りまとめ報告書を作成
- 認証審査会 ..... 報告書と審査結果をもとに、AAにおいて外部の専門家なども含めた審査会を実施。審査会で承認され、認証が決定される。

日本において、AAは「一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）」が担っています。  
認証取得に必要な書類等については、同協会HPを御確認ください。



**Q** 申請から認証取得までの費用、期間はどれくらいかりますか？

**A** 申請企業の業務内容や取り扱っている個人情報によって異なりますが、モデルケースにおける審査料と審査期間は、次に示す通りです。

また、初回の審査の際は、通常より長めの期間を要することもあります。詳しくは、AAであるJIPDECにお問い合わせください。

(モデル企業の条件)

- ・資本金3億円以上で、かつ従業員301人以上のサービス業
- ・アジア地域に向けてネット通販を行っており、当該国との間で顧客データの越境移転を行っている。

<モデル審査料:664,657円><モデル審査期間:約3か月>

**Q** 認証は何年間有効ですか？

**A** 認証有効期間は1年間です。

**Q** 毎年認証を取得(更新)するのは大変ではないですか？

**A** 毎年の更新手続を要するため、一定の事務負担は伴うものの、継続的な審査をクリアしていること自体が、取得企業としての確かな信頼性を示す強みとなります。

また、認証取得企業の声(5ページ)にあるように、初回の取得以降は社内の体制が整い、ノウハウも蓄積されることから、「2回目以降の負担感は大幅に軽減される」という声も多く寄せられています。

**Q** グローバルCBPR認証はどんな企業が取得すべきものですか？

グローバルに活動する大企業が取得すべきものではないのですか？

**A** 企業の規模にかかわらず、個人データの越境移転を行っている全ての企業にメリットがあります。本制度は、企業等が越境する個人データの保護について一定の要件を満たしていることを、第三者のAAが国際的に認証する制度です。そのため、大企業だけでなく中小企業などであっても、認証取得によって自社の個人情報保護体制が整備されていることを証明することができ、企業の信頼獲得につながります。

**Q** 外国に所在する企業(グループ企業想定)が日本に所在する本社のデータベースにアクセス(ここでいうアクセスとは、データベースの閲覧を念頭)する場合、当該アクセス行為は、個人情報保護法第28条第1項の「外国にある第三者への提供」に該当しますか？

**A** はい、データそのものを物理的に送ってなくても、閲覧など外国からアクセス可能な状態に置くことは、「外国にある第三者への提供」に該当します。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)において、「提供」とは個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下この項において「個人データ等」という。)を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態であれば(利用する権限が与えられていれば)、「提供」に当たる。」とされています。

**Q** 現在、自社において個人データの越境移転の実例がまだありませんが、今後、グローバルにビジネスを展開していくに当たり、個人情報を預かる国内の個人や、取引先となる外国の企業に対し、個人情報の適切な管理体制を証明する手段として、グローバルCBPR認証を取得したいと考えています。実例がない段階においても、グローバルCBPR認証を取得することはできますか？

**A** はい、実例がなくても取得可能です。

グローバルCBPR認証取得のための審査は、個人データの越境移転を伴う事業ベースで審査を行っていますが、申請時に実例がない場合、どのような事業で越境移転を想定しているか、越境移転が生じる場合の社内の個人情報保護体制が整備されているか、という観点で審査を行います。そのため、事業内容が明確になっており、事業に伴う社内の個人情報保護体制が整備されていれば、個人データの越境移転の実例が生じる前であっても、認証取得は可能です。

制度全般に関する御質問や御不明な点がございましたら、個人情報保護委員会国際室（グローバルCBPRシステム担当）  
又は経済産業省商務情報政策局国際室にお問い合わせください。

また、認証に関する手続や申請前の各種御相談は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）にお問い合わせください。

個人情報保護委員会（代表） 03-6457-9680 経済産業省（代表） 03-3501-1511

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） [cbpr-office@tower.jipdec.or.jp](mailto:cbpr-office@tower.jipdec.or.jp)

グローバルCBPRシステムを運営するグローバルCBPRフォーラムのHP（英語）はこちら▶

Global CBPR Forum - Building Digital Trust through Partnerships

